

「東京薬科大学創薬エコシステム」会員募集要項

創薬各方面のニーズに基づき、本学の有する知識・アイデア・技術の提供を通して、国内における創薬研究と実学教育による人材育成に貢献することを目的とした標記コンソーシアムを設立することと致しました。

本学は、創薬モダリティ、体内動態、分析技術、DDS など、種々の研究分野においても複数の教室を擁し、また、併設される生命科学部の高いサイエンスとの連携により、他大学にはないシナジーが期待されます。

創薬エコシステム内では、ひとつの課題に対して複数の専門家による多面的な視点での コンサルテーションを可能とする体制を構築します。また、同一大学内での効率的な管理体 制を構築することで、契約管理等においても明確で効率的な運用を目指します。さらに、研 究活動の深耕化と拡充に向けて、状況に応じた外部アカデミアの専門研究者、機器・添加剤 メーカーなどとの連携も構想しております。

事業内容

- 1)シンポジウム等の実施(年1~2回程度開催予定)
 - ✓ 本学研究者や学外研究者を招聘した講演会
 - ✓ 関連分野の技術開発者を招聘した講習会・セミナー(年数回程度)
 - ✓ 学内研究者によるコンサルテーションやマッチング(随時)
 - ✓ 学内における研究成果・シーズを基にした情報交換会(適時)
- 2) 課題別討論会
 - ✓ 参加企業へのアンケートに基づく研究開発に関する個別の課題に対する会員提案型の「課題別検討会」の実施
- 3) 大学教員、会員企業との交流
 - ✓ シンポジウムや課題別討論会を通した会員同士の交流
 - ✓ 教員や大学に対して、会員企業が気軽に相談できるような場の提供
- 4) その他、研究会の目的達成に必要な事業

事業のご案内

ご入会頂きますと、各事業・会合のご案内をお送りいたします。

※ 本コンソーシアムは試行的に3年間程度実施したうえ総括を行う予定です。

お申し込み方法

お申込み期間は、2023 年 4 月 1 日 ~ 5 月 31 日です。 必要事項をご記入のうえ、事務局までメールにてご返送下さい。

年会費

○製薬企業

1社 50,000円/年

○関連技術企業

1社 100,000円/年

- ※ 事業年度は、4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。
- ※ 入会申し込み後、請求書をお送りいたします。

【2023年度予算案】

収入			支出			
年会費		2,000,000円	研究会、シンポジウム、課題別討論会等			
						870,000円
内訳)	製薬企業	50,000 円×20 社		内訳)	外部講師謝礼10	名@ 30,000円
	関連技術企業	100,000円×10社			会場費	530,000 円
					会議渉外費	30,000 円
					その他消耗品費	10,000円
			アドバイザー委託費用			600,000円
			内	訳) ア	アドバイザー2名 @	200,000円
			活動費			300,000 円
			その他雑費			30,000 円
			間接経費	(収入	の 10%)	200,000 円
収入合	計	2,000,000円	支出合計	•		2,000,000 円

問い合わせ先 〒192-0392 東京都八王子市堀之内 1432-1

東京薬科大学 イノベーション推進センター

創薬エコシステム 事務局

TEL: 042-676-5349

e-mail : soyaku-eco-ml@toyaku.ac.jp

東京薬科大学研究推進機構イノベーション推進センター内

東京薬科大学創薬エコシステム規程

(名称)

第1条 東京薬科大学研究推進機構イノベーション推進センターに、創薬技術研究に 関するコンソーシアムとして「東京薬科大学創薬エコシステム」(以下「創薬 エコシステム」という)をおく。

(趣旨)

第2条 創薬エコシステムは、本学の知識・技術と産業界の有用なリソースをスマートに統合して効率よく運営することによって、創薬における成功確度の向上を目指す。

(目的)

第3条 創薬エコシステムは、会員、本学教員、およびアドバイザーが相互に交流や研究開発情報の交換を行うことにより、総合的な創薬技術に関する研究の高度化、産学連携の活性化、人材育成を行う拠点とし、更に共同研究体制(共同研究クラスター)の構築と情報や成果を共有することを目的とする。

(事業)

- 第4条 創薬エコシステムは、コンソーシアムの目的を達成するため次の会員向け事業 を行う。
 - (1) 講演形式研究会の実施
 - (2) 課題別討論会の企画
 - (3) 大学教員、会員企業との交流
 - (4) その他、創薬エコシステムの目的達成に必要な事業

(会員)

- 第5条 創薬エコシステムの会員は、企業などの法人を対象とする。
 - 2 会員は、創薬エコシステムのすべての事業に優先的に参加する権利を有する。

(入会)

- 第6条 創薬エコシステムに入会しようとするときは、イノベーション推進センター長 (以下「センター長」という)に入会申込書を提出しなければならない。
 - 2 入会の申し込みを行ったものに対しては、センター長が入会の適否を判断のう え、これを認める。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、その旨を書面をもってセンター長に届け出なければならない。ただし、会員については、年度末までに会費の納入を行わなかった場合は、その時点で自動的に退会とする。

(運営)

- 第8条 創薬エコシステムは、イノベーション推進センターが運営する。
 - 2 センター長は、創薬エコシステムを運営するため、本学教員からなる創薬エコシステム運営委員会を設置し、代表幹事を任命する。

(会計)

- 第9条 創薬エコシステムの事業経費は、会員からの会費収入をもって運営する。
 - 2 会員の年会費は、製薬企業1社5万円、もしくは関連技術企業1社10万円と し、参加人数の上限は定めないものとする。
 - 3 共同研究クラスターの参加費等は、別途定める。
 - 4 コンソーシアムの会計および事業年度は、4月1日より翌年3月31日までの 1ヶ年を単位とする。
 - 5 毎年度の決算は、大学の監査をうけなければならない。

(評価)

第10条 創薬エコシステムは、事業年度ごとに活動実績をまとめ、センター長に提出 するとともに、研究推進機構より評価を受けなくてはならない。

(事務)

第11条 創薬エコシステムに関する事務は、教学 IR 研究推進課で行う。

(改廃)

- 第12条 本規程の改廃は、研究推進機構委員会で協議し、教育研究審議会で決定する。
- 附則 本規程は、2023年4月1日に施行し、同時に創薬エコシステムを発足する。